

『神皇正統記』の「正理」

我妻 建治

(一)

『神皇正統記』とは何ぞや、については、古来、種々の議論がなされている。すなわち、歴史的事象が扱われている意味において、「歴史書」であるとする見解、また、扱われた歴史事象の性格から「文明史」とする見解、そこに歴史哲学的な性格をみて「史論」なり、とする見解、「神道書」なり、とする見解、さらに、扱われた事象と北畠親房のおかれた当時の状況との関係を通して「政治実践の書」なり、とする見解、また「政治史の哲学」をみようとする見解等々枚挙に遑ない。『神皇正統記』に対するこのような見解は、いずれも、その書かれたものを書かれたものとして評価する立場から発せられる見解である。いわば「神皇正統記論」なのである。「神皇正統記論」は、論者ごとにいわば多種多様である相を示していると言ってよい。筆者がここで『神皇正統記』をとりあげようとするのは、そのような「論」を展開するためでない。いわば「論」以前の問題である。

すなわち、親房は「為示或童蒙」め、『神皇正統記』を叙述したのであるが、彼はこの『神皇正統記』において何を叙述しようとしたのか、ここにおいて歴史事象をどの

ように扱っているか、叙述に密着した形で、親房自身のその叙述意図と叙述対象と叙述方法を問題としようとするのである。小論の問題はそのようなことであり、その他のことは後日を期したい。

なお、小論中、『神皇正統記』について引用のために使用したテキストは岩佐正校注『神皇正統記』（『日本古典文学大系』87、岩波書店）であり、他に、山田孝雄『神皇正統記述義』（民友社）、永原慶二編『慈円・北畠親房』（『日本の名著』9、中央公論社）を随時参照した。

(一)

北畠親房は、『神皇正統記』の叙述意図及び叙述対象について、次のように言っている。⁽¹⁾

唯我國ノミ天地ヒラケシ初ヨリ今ノ世ノ今日ニ至マ
デ、日嗣ヲウケ給コトヨコシマナラズ。一種姓ノ中ニ
ヲキテモヲノヅカラ傍ヨリ伝給シスラ猶正ニカヘル
道アリテゾタモチマシノケル。是儼神明ノ御誓ア
ラタニシテ餘國ニコトナルベキイハレナリ。

抑、神道ノコトハタヤスクアラハサズト云コトアレ
バ、根元ヲシラザレバ猥シキ始トモナリヌベシ。其
ツキエラスクハシタメニ聊勤シ侍リ。神代ヨリ正理
ニテウケ傳ヘルイハレヲ述コトヲ志テ、常ニ聞ユル事
ヲバノセズ。シカレバ神皇ノ正統記トヤ名ケ侍ベキ。

親房は、ここで、わが国が神代より今日に至るまで日嗣が正しい皇統に、正しい道によって、いわば「正理」によって、少しの乱れもなく受け伝えられている「イハレ」を根元にさかのぼって、述べることを意図していると言っている。そして、それも、根元を知らなければ、「猥シキ始トモナリヌベシ。其ツキエラスクハシタメ」ここに叙述する次第だ、とも言っている。さらに、親房は、日嗣が「正理」によって受け伝えられている「イハレ」をここに述べることを志向しているので、「常ニ聞ユル事ヲバノセズ」とも言っている。すなわち、ここでは、普通の歴史的事象には触れないで、「正理」によって皇統が伝えられている事実を記そうとするのであるから、歴史的事象にして「正理」の具現されている事実を述べようとしていることとなる。さらに附会するならば、すべての歴史的事象に「正

理」が具現されているが、そのうちその「正理」の具現さ
れている事実として全たき事實は、「常ニ聞ユル」事実と
なるわけである。「常ニ聞ユル」事實は、実は「猥シキ始」
とはならないから、ここには「ノセズ」、その「根元ヲシ
ラザレバ猥シキ始トモナ」る事実についてとくに述べよう
ということになる。すなわち、「日嗣ヲ受ケ給コト邪ナラ
ズ。」としながらも、時として正統の絶えることもないで
はない、その時は「一種姓ノ中ニヲキテモヲノヅカラ傍ヨ
リ傳給」う事実、すなわち、傍系の皇子が入って皇位を継
ぐ事実がみられることとなるが、この事実をそれだけの事
実としてみれば、正邪傍正判別しがたく、まことに「猥シ
キ始トモナ」る事実ともなる、しかし、その「根元ヲシ」
るならば、「猶正ニカヘル道アリテゾタモチマシノケ
ル。」事実が明白になるであろうとするのである。

したがって、親房は、『神皇正統記』において、一見「猥
シ」く思われる事実にも、否、そのような事実こそ、極
度に「正理」の発現されている「イハレ」を論述しよう
と、とくに傍系より皇統を継ぐ事実、さらに傍系より正系
に帰る事実に留意し、その「正理」の展開の叙述に意を用
いた意図をはっきりと認めることができるのである。

小論は、以下、この正邪傍正、いわゆる、みだりがわし
き始めともなるべき事実に焦点をあわせ、親房が、いかに
その「ツキエ」を救わんため、「猶正ニカヘル道」をいか
に展開しているか、いわば「正理」の論理的運びについて
考えてみようとするものである。

〔註〕

(1) 『神皇正統記』序論の項。

(三)

親房は、『神皇正統記』において、日嗣の継承のあり方
について、「世」と「代」とに分け、前者を「マコトノ継
体」、後者を「凡ノ承運」と一応區別している。⁽¹⁾「マコトノ
継体」とは、実の父子継承の義であり、「凡ノ承運」とは、
一通りの御代々の順序の義である。

親房によれば、神代はもちろん、「大祖神武ヨリ第十二
代景行マデハ代ノマ、ニ継体」され、⁽²⁾いづれも父子相継い
で、世・代の区別はなかったと言う。そして、十三代成務
天皇も、景行天皇の第三子であるので世・代の区別はない。

第十四代第十四世仲哀天皇が、日本武尊の第二子であり、したがって成務天皇とは父子関係がないので、世・代の問題がここらに起つたとしている。

しかし、親房は、仲哀天皇の即位について、「日本武尊世ヲハヤクシ給シニヨリテ、成務コレヲツギ給、此天皇ヲ太子トシテユヅリマシノシ」として仲哀天皇の日嗣を合理化するとともに、ここに「代ト世トカハレル初也。コレヨリ世ヲ本トシルシ奉ベキ也。」としているのである。

かくて、次の第十五代に神功皇后を立てて以来、「世」と「代」の区別が顕然化されることとなり、応神天皇は、第十六代第十五世と、世・代並記されるに至つた。これ以降、この「世」と「代」とは、必ずしも統一して使用されてはいないが、全巻を通して一応区別され、「マコトノ継体」「凡ノ承運」が判別されるに至つた。

かくて、親房が、『神皇正統記』における「正理」の展開について最も意を尽したのは、日嗣の継体承運の正系と傍系の存在並びにそれらの関係及び家系の盛衰の意味づけであつた。

これは、先述のごとく、日嗣が正より傍に移り、そして傍より正に帰るべき「イワレ」があるとしても、まことに

みだりがわしき始めともなりかねないからであり、したがって正がどうして傍に移るか、そしていかにして傍より正に帰るかの問題が『神皇正統記』の論理の中心的運びとなつてゐるからである。

(A)

まず、親房は、日嗣の継体について、次のように言つてゐる。

我国ハ神国ナレバ、天照大神ノ御計ニマカセラレタルニヤ。サレド其中ニ御アヤマリアレバ、曆数モ久カラズ。又ツキニハ正路ニカヘレド、一旦モシヅマセ給タメシモアリ。コレハミナミヅカラナサセ給御トガナリ。冥助ノムナシキニハアラズ。佛モ衆生ヲミチビキツクシ、神モ萬姓ヲスナヲナラシメントコソシ給ヘド、衆生ノ果報シナノニ、ウクル所ノ性オナジカラズ。十善ノ戒力ニテ天子トハナリ給ヘドモ、代々ノ御行跡、善悪又マチノ也。カ、レバ本ヲ本トシテ正ニカヘリ、元ヲハジメトシテ邪ヲステラレンコトゾ祖神ノ御意ニハカナハセ給ベキ。

すなわち、日嗣の継体は、「天照太神ノ御計」にまかせられていと言っている。しかし、日嗣をうけた歴代の各天皇にして「祖神ノ御意」に反するような過誤があると、「曆数も久カラズ」、「一旦モシツマセ給タメシモ」あるが、これは、「十善ノ戒力ニテ天子トハナリ給ヘドモ、代々ノ御行迹又マチ／＼」で、「ミナミツカラナサセ給御トガ」なのであって、「祖神」の加護がいたらないからではないと言っている。また、天照太神は、「タマ正直ヲノミ御心トシ給ヘル。」とも言ひ、その「御心」に叶うことが、継体の本意であるとし、その「御心」に叶うためには、「心ニ一物ヲタクハエ」ず、「シカモ虚無ノ中ニ留ルベカラズ。天地アリ、君臣アリ。善悪ノ報影響ノ如シ。己ガ欲ヲステ、人ヲ利スルヲ先トシテ、境々ニ対スルコト、鏡ノ物ヲ照スガ如ク、明々トシテ迷ハ」ず、いわば「マコトノ正道」をなすべきであるとし、これをなすに当っては、『中庸』を引いて、「道ハ須臾モハナルベカラズ。ハナルベキハ道ニアラズ。」としているのである。

したがって、日嗣の継体は、「天神太神ノ御心」に叶うところ、「正直」を実現するところ、「正道」を行うところ
に存することとなり、いわば、「御心」に叶う正道、有徳、

積善によつて、日嗣が左右されることとなる。そしてこれが「天照太神の御心」に叶うところであり、「天照太神ノ御計」として具現されるところとなるのである。親房は、日嗣の承継について、正が傍に移り、傍が正に帰る「イワレ」も、実にここに存するものとして、その「イワレ」の歴史的立証を『神皇正統記』の眼目としているのである。それでは、親房は、日嗣が正から傍に移り、傍から正に帰る「イワレ」を、どの世・代で、どのように指摘して、展開しているかを左に『神皇正統記』において指摘された大凡そのケースを取り上げることとする。

(B)

(1) 第一代神武天皇から第十七代仁徳天皇までの日嗣は左のごとくさしたる疑問はなし、とされている。

神武ヨリ景行マデ十二代ハ御子孫ソノマ、ツガセ給ヘリ。ウタガハシカラズ。日本武ノ尊世ヲハヤクシマシシニヨリテ、御弟成務ヘダタリ給シカド、日本武ノ御子ニテ仲哀傳マシ／＼ヌ。仲哀・応神ノ御後ニ仁徳ツタヘ給云々。

(2) 第十七代仁徳天皇以降、第二十六代武烈天皇までは、

いずれも仁徳天皇系によって日継が受け継がれている
事実を指摘して、親房は、それは仁徳天皇の聖徳のた
めであるとしている。すなわち、仁徳天皇は、「日嗣
ヲウケ給シヨリ国ヲシヅメ民ヲアハレミ給コト、タメ
シモマレナリシ御事ニヤ。民間ノ貧キコトヲオボシ
テ、三年ノ御調ヲ止ラレキ。(中略)アリガタカリシ
御政ナルベシ。」と。

(3) 第二十六代武烈天皇までで仁徳天皇系の皇統は絶える

のであるが、この事実に対して、親房は、武烈天皇
「性サガナクマシテ、悪トシテナサズト云コトナシ。
仍天祚モ久カラズ。」とし、仁徳天皇系の断絶につい
て、「仁徳サシモ聖徳マシノシニ、此皇胤コ、ニタ
エニキ。(中略)不徳ノ子孫アラバ、其宗ヲ滅スベキ
先蹤甚ヲホシ。」⁽⁶⁾としている。また、「仲哀・応神ノ御
後ニ仁徳ツタヘ給ヘリシ、武烈悪王ニテ日嗣タエマシ
シ云々。」⁽¹⁰⁾とも言っている。
すなわち、ここでは、有徳不徳、積善積悪が、天皇の
日嗣それ自体またその皇統を左右すべきものとして指

摘されている。

(4) 武烈天皇の次に第二十七代第二十世として継体天皇が

日嗣を受けるに至ったが、この事実に対して、親房
は、継体天皇は応神天皇五代の孫で、「王者ノ大度マ
シテ、潜龍ノイキヲヒ、世ニキコエ給ケルニヤ。群臣
相議テ迎奉ル。三タビマデ謙讓シ給ケレド、ツキニ位
ニ即給フ。」⁽¹¹⁾と言ひ、「ソノ御身賢ニシテ天ノ命ヲウ
ケ、人ノ望ニカナヒマシノケレバ、トカクノ疑アル
ベカラズ。」⁽¹²⁾と言っている。ここで親房が「潜龍」と言
っているのはきわめて興味深いことである。「潜龍」
とは、普通「潜んでいて天に昇らない龍、将来天位に
つき、なすあらん威望」⁽¹³⁾を意味するが、これは本来、
『周易』乾卦初九「潜龍勿用」にみえる文辞である。
この爻は本来陽なるものであるが、「勿用」である。
しかし、「変易」の象によって、やがて「見龍」(同九
二爻辞)そして「飛龍」(同九五爻)に應ずる象をも
っているのである。継体天皇が野にあって、「潜龍」
であったが、つねに「王者ノ大度」をもち、謙讓を実
践して、やがて「天ノ命ヲウケ、人ノ望ニカナ」っ

て、「見龍」、そして「飛龍」に依じて日嗣を受けるに至ったとみることもできよう。

さらにこの天皇について注意しておくべきことは、親房が、「仁賢ノ御女手白香ノ皇女ヲ皇后トス」⁽¹⁴⁾の記事である。この点については欽明天皇の項でさらに指摘されている。

(5)

継体天皇の第三子欽明天皇が日嗣を受けて以降、いずれも欽明天皇系のみが日嗣をうけるに至っている事実に対して、親房は、「両兄マシノシカド、此天皇ノ御スエ世ヲタモチ給。御母方モ仁徳ノナガレニテマシマセバ、猶モ其遺徳ツキズシテカクサダマリ給ケルニヤ」⁽¹⁵⁾としている。すなわち、継体天皇の皇后手白香皇女は、仁徳天皇系の仁賢天皇の皇女であり、その皇子が欽明天皇であるので、以後、日嗣は仁徳天皇系に入った欽明天皇系によってのみ受け伝えられるに至ったとしている。継体天皇の第一子安閑天皇並びに第二子宣化天皇の母は、「尾張ノ草香ノ連ノ女」⁽¹⁶⁾なのである。親房は、この欽明天皇系をジャステイファイして、仁徳天皇の聖徳の反映、積善の余慶だとしてい

る。

(6)

次に第三十六代皇極天皇のときの中大兄子及び中臣鎌足の蘇我氏討滅のクーデターについて叙述し、蘇我氏の滅亡について次のように言っている。⁽¹⁷⁾

此時ニ蘇我蝦夷ノ大臣ナラビニソノ子入鹿、朝權ヲ專ニシテ皇家ヲナイガシロニスル心アリ。其家ヲ宮門ト云、諸子ヲ王子トナム云ケル。上古ヨリノ國紀重宝ミナ私家ニハコビヲキテケリ。中ニモ入鹿悖逆ノ心ハナハダシ。聖徳太子ノ御子達ノトガナクマシノシヲホロボシ奉ル。(中略)蘇我ノ一門久ク權ヲトレリシカドモ、積悪ノユヘニヤミナ滅ヌ。

一方、中臣氏について、次のように叙述している。⁽¹⁸⁾

此鎌足ノ大臣ハ天兒屋根ノ命二十一世孫也。昔天孫アマクダリ給シ時、諸神ノ上首ニテ、此命、殊ニ天照太神ノ勅ヲウケテ輔佐ノ神ニマシマス。(中略)鎌足ニイタリテ大勲ヲタテ、世ニ寵セラレシニヨリテ、祖業

ヲオコシ先烈ヲサカヤカサレケル、無_レ止コト也。カ
ツハ神代ヨリノ餘風ナレバ、シカルベキコトハリトコ
ソオボエ侍レ。

右の中臣氏については、平安時代以来の二社託宣、
あるいは三社託宣思想が裏うちされているにしても、
蘇我氏・中臣氏いづれにも、その興亡の因としては、
積善・積悪の如何が論じられているわけである。

(7) 第三十九代、第二十五世天智天皇並びに第四十代天武
天皇両流の日嗣の承継について、親房は、天智天皇の
崩御後、皇弟天武天皇が日嗣を受けて以降、「天武ノ
御ナガレ久伝ラレ」て、第四十八代称徳天皇に至つ
た、いわば正より傍に移ったが、これは天智天皇「第
一ノ御子大友コソアヤマリテ天下ヲエ給ハザリシ」こ
とによるとしている。⁽¹⁹⁾

そして天武天皇系の流れも、「称徳女帝ニテ御嗣モ
ナシ。又政モミダリガハシクキコエシカバ、タシカナ
ル御讓ナクテ絶ニキ。」⁽²⁰⁾と言っている。そして、天智
天皇系の流れである第四十九代、第二十七世光仁天皇

について、その「立給ヘルコト、正理ニカヘルトゾ申
侍ベキ。」⁽²¹⁾と言っている。すなわち、これは、「天武世
ヲシリ給シヨリアラソヒ申人ナカリキ。シカレドモ天
智御兄ニテマヅ日嗣ヲウケ給。ソノカミ逆臣ヲ誅シ、
国家ヲモ安シ給ヘリ。コノ君ノカク継体ニソナハリ
給、猶正ニカヘルベキハレナルニコソ。」⁽²²⁾であると
して、光仁天皇の継体を、天智天皇の積善の報として
断じているのである。

(8) 光仁天皇から第五十七代陽成天皇までは、父子承継、
いわば「マコトノ継体」がみられる。しかし、陽成天
皇は、「性悪ニシテ人主ノ器ニタラズミエ給ケレバ、
摂政ナゲキテ廃立ノコトサダメラレ、⁽²³⁾かくて、第五
十八代、第三十一世光孝天皇が、いわば傍より入って
日嗣を受けたが、親房は、この天皇「賢才諸親王ニス
グレマシ_レケレバ、ウタガヒナキ天命トコソミエ侍
レ。」⁽²⁴⁾としている。

(9) 親房は、陽成天皇を廃立した摂政藤原基経並びに藤原
摂関家について、次のように言っている。⁽²⁵⁾

此大臣マサシキ外戚ノ臣ニテ政ヲモハラニセラレシニ、天下ノタメ大義ヲオモヒテサダメオコナハレケル、イトメデタシ。サレバ一家ニモ（人コソ）オホクキコエシカド、摂政関白ハコノ大臣ノスエノミゾタエセヌコトニナリニケル。ツギノ大臣大将ニノボル藤原ノ人々モミナコノ大臣ノ苗裔ナリ。積善ノ餘慶ナリトコソオボエハベレ。

(10)

光孝天皇の後は、宇多天皇、醍醐天皇、そして朱雀天皇と父子承継にて「マコトノ継体」が続くが、親房は、とくに宇多天皇の治政については、「此御世コソ上代ニヨレレバ無為ノ御政ナリケン（ト）ヲシハカラレ侍ル。」⁽²⁶⁾と言ひ、また、醍醐天皇のそれについても、「徳政ヲコノミ行ハセ玉フコト上代ニコエタリ。天下泰平民間安穩ニテ、本朝仁徳ノフルキ跡ニモナゾラへ、異域堯舜ノカシコキ道ニモタグヘ申キ。」⁽²⁷⁾としてゐる。

(11)

第六十二代、第三十四世村上天皇については、次のように言っている。⁽²⁸⁾

(12)

此天皇賢明ノ御ホマレ先皇ノアトヲ継申サセ給ケレバ、天下安寧ナルコトモ延喜・延長ノ昔ニコトナラズ。文筆諸芸ヲ好給コトモカハリマサザリケリ。ヨロヅノタメシニハ延喜・天曆ノ二代トゾ申侍ル。

そしてさらに、

光孝カタハラヨリエラバレ立給シニ、ウチツヰキ明主ノ伝リ給シ、我国ノ中興スベキユヘニコソ侍ケメ。又継体モタマコノ一流ニノミゾサダマリヌル。

と言ふ。⁽²⁹⁾すなわち、親房は、これ以降の皇統が村上天皇一流にきまっていたのは、光孝天皇以来の餘慶だとしてゐるのである。

⁽³⁰⁾ここで親房は、北畠氏の祖流である村上源氏に言及し、「昔ヨリ源氏オホカリシカド、此御スエノミゾイマニ至マテ大臣以上ニ至テ相継侍ル。」とし、その理由を、「師房姓ヲ給テ人臣ニ列セラレシ、才芸古ニハチズ、名望世ニ聞アリ。十七歳ニテ納言ニ任ジ、数十

年ノ間朝廷ノ故実ニ練ジ、大臣大将ニノボリテ、懸年ノ齡マデツカウマツラ^レれ、「御堂ノ息女ニ相嫁セラレシカバ、子孫モミナ彼外孫ナリ。コノユヘニ御堂・宇治ヲバ遠祖ノ如クニ思ヘリ。ソレヨリコノカタ和漢ノ稽古ヲムネトシ、報國ノ忠節ヲサキトスル誠アルニヨリテヤ、此一流ノミタエズシテ十餘代ニ及ベリ。」³¹「君モ村上ノ御流一トヨリニテ十七代ニ成シメ給。臣モ此御スエノ源氏コソ相ツタハリタレバ、タゞ此君ノ徳スグレ給ケルユヘニ餘慶アルカトコソアフギ申ハベレ。」³²としてゐる。すなわち、村上源氏ノ繁栄を、村上天皇と藤原氏両流ノ餘慶によるものとしてゐるのである。

(13) 村上天皇の後は、その二人の皇子「冷泉・円融ノ両流カハル^レシラセ給³¹」³²うたが、後一條院以降は、「シカルベキ継体ノ御運マシ^レ」³²て、円融院系に日嗣が承継されることとなつた。そして円融院系ノ第七十一代、第三十八世後三条院は、冷泉院系ノ皇女を母としたため、冷泉院系「三条ノ御末ヲモウケ給³¹」ひ、「両流ヲ内外ニウケ給テ継体ノ主トナリ」、有徳ノ君として、「延喜・天曆ヨリコナタニハマコトニカシコキ」

善政を敷いたとしてゐる。³³

(14) 後三条院の後は、その一流のみ日嗣を継体して、第七十七代、第四十二世後白河院に至り、「今ハ此御末ノミコソ継体シ給ヘバシカルベキ天命トゾオボエ侍ル³⁴」³⁴と言つてゐる。

(15) 親房はここで武家政治に言及することとなる。

後白河ノ御時兵革オコリテ奸臣世ヲミダシ。天下ノ民ホトンド塗炭ニオチニキ。頼朝一臂ヲフルキテ其乱ヲタイラゲタリ。王室ハフルキニカヘルマデナカリシカド、九重ノ塵モオサマリ、萬民ノ肩モヤスマリヌ。上下堵ヲヤスクシ、東ヨリ西ヨリ其徳ニ伏セシカバ、実朝ナクナリテモソムク者アリトハキコエズ。是ニマサル程ノ徳政ナクシテイカデタヤスクツツガヘサルベキ。(中略)民ヤスカルマジクハ、上天ヨモクミシ給ハジ。次ニ王者ノ軍ト云ハ、トガアルヲ討ジテ、キズナキヲバホロボサズ。(中略)先マコトノ徳政ヲオコナハレ、朝威ヲタテ、彼ヲ剋スルバカリノ道アリテ、

ソノ上ノコトトゾオボエハベル。⁽³⁵⁾

さらに、次のように言っている。

凡保元・平治ヨリコノカタノミダリガハシサニ、頼朝ト云人モナク、泰時ト云者ナカラマシカバ、日本国ノ人民イカッナリナマシ。此イハレヲヨクシラヌ人ハ、ユヘモナク、皇威ノオトロヘ、武備ノカチニケルトオモヘルハアヤマリナリ。所々ニ申ハベルコトナレド、天日嗣ハ御讓ニマカセ、正統ニカヘラセ給ニトリテ、用意アルベキコトノ侍也。神ハ人ヲヤスクスルヲ本誓⁽³⁶⁾トス。

かくて、親房は、北条氏について、「彼泰時アヒツギテ徳政ヲサキトシ、法式ヲカタクス。己ガ分ヲハカルノミナラズ、親族ナラビニアラユル武士マデモイマシメテ、高官位ヲノゾム者ナカリキ。其政次第ノママニオトロヘ、ツキニ滅ヌルハ天命ノヲハルスガタナリ。七代マデタモテルコソ彼ガ餘薫ナレバ、恨トコロナシト云ツベシ。」⁽³⁷⁾と言ひ、「泰時ガ昔ヲ思ニハ、ヨク

マコトアル所有ケムカシ。子孫ハサ程ノ心アラジナレド、カタクシケル法ノマ、ニヲコナヒケレバ、オヨバズナガラ世ヲモカサネシニコソ。(中略) 我国ハ神明ノ誓イチジルクシテ、上下ノ分サダマレリ。シカモ善悪ノ報アキラカニ、因果ノコトハリムナシカラズ。カワハトヲカラヌコトドモナレバ、近代ノ得失ヲミテ将来ノ鑒誠トセラルベキナリ。」⁽³⁷⁾と、言う。

(16)

親房は、南北両朝送立については多くを述べていないが、第八十七代、第四十六世後嵯峨院について、「抑此天皇正路ニカヘリテ、日嗣ヲウケ給シ、サキダチテサマノ(ノ)奇瑞アリキ。(中略) ツキニ継体ノ主トシテ此御スエナラヌハマシマサズ。(中略) 白河・鳥羽ヨリコナタニハオダヤカニメテタキ御代ナルベシ。」⁽³⁸⁾と述べている。

(17)

第九十代、第四十八世後宇多院の治政について、「大方コノ君ハ中古ヨリコナタニハアリガタキ御コトトゾ申侍ベキ。文学ノ方モ後三条ノ後ニハカホドノ御オキコエサセ給ハザリシニヤ。」⁽³⁹⁾と言ひ、さらに、「コノ御

スエニ一統ノ運ヲヒラカル、有徳ノ餘薫トゾオモヒ
給ル。」⁽¹⁰⁾としてゐる。

(18) 第九十五代、第四十九世後醍醐天皇について、親房
は、「後宇多ノ御門コソユ、シキ稽古ノ君ニマシマシ
シニ、ソノ御跡ヲバヨクツギ申サセ給ヘリ。アマサハ
モロノ道ヲコノミシラセ給コト、アリガタキ程ノ
御コトナリケンカシ。(中略)フルキガゴトクニ記録
所ヲユカレテ、夙ニヲキ、夜ハニオホトノゴモリテ、
民ノウレヘヲキカセ給。天下コゾリテコレヲアフギ奉
ル。公家ノフルキ御政ニカヘルベキ世ニコソトタカキ
モイヤシキモカネテウタヒ侍キ。(中略)此天皇ノ御
代ニ掌ヲカヘスヨリヤスク一統シ給ヌルコト、宗廟ノ
御ハカライモ時節アリケリト、天下コゾリテゾ仰奉リ
ケル。」⁽⁴¹⁾と言つてゐるのである。

〔註〕

- (1) 仲哀天皇条。
- (2) 同右。
- (3) 同右。

- (4) 光孝天皇条。
- (5) 応神天皇条。
- (6) 同右。
- (7) 光孝天皇条。
- (8) 仁徳天皇条。
- (9) 武烈天皇条。
- (10) 光孝天皇条。
- (11) 継体天皇条。
- (12) 光孝天皇条。
- (13) 『神皇正統記』日本古典文学大系本八九頁頭註三五。
- (14) 継体天皇条。
- (15) 欽明天皇条。
- (16) 安閑天皇条。
- (17) 皇極天皇条。
- (18) 同右。
- (19) 光孝天皇条。
- (20) 同右。
- (21) 同右。
- (22) 光仁天皇条。
- (23) 陽成天皇条。
- (24) 光孝天皇条。
- (25) 陽成天皇条。

- (26) 宇多天皇条。
- (27) 醍醐天皇条。
- (28) 村上天皇条。
- (29) 同右。
- (30) 同右。
- (31) 後一条院条。
- (32) 同右。
- (33) 後三条院条。
- (34) 後白河院条。
- (35) 順徳院条。
- (36) 後嵯峨院条。
- (37) 同右。
- (38) 同右。
- (39) 後宇多院条。
- (40) 同右。
- (41) 後醍醐天皇条。

(四)

以上、北畠親房が『神皇正統記』において展開しているところの、日嗣の継体の実態について、すなわち、日嗣

が、正から傍に移り、傍から正に帰る「イワレ」として述べている事柄について、みたのであるが、これを、親房が述べているとおりの年代的順序によって並べ挙げると、右(B)の十八項となるであろう。

これら十八項を概観し、『神皇正統記』の展開する論理的運びをたんねんに追ってみると、日嗣の承継・断絶、並びに家系の興亡盛衰の因果は、いずれも、「正道」「有徳」「積善」の有無にかかっている事実が明白になる。しかも、『神皇正統記』には、「徳政」「聖徳マシク」「積悪ノユエ」「不徳」「有徳」「遺徳」「陰徳」「積善」「餘慶」「餘香」「餘薫」等の熟字が各項随所に見え、いわば『神皇正統記』は、これらの熟字によって全編貫かれて、日嗣の承継の「イワレ」が叙述されていると言って過言でない感がある。すなわち、これらの意味するところのことが、実に『神皇正統記』の論理の運びとなっており、いわば、因果論理になっているのである。

この論理的運びとは一体何なのであろうか。端的に言えば、それは「易」であり、「変易」の思想なのである。

親房が、「易」に精通していたであろう事実については、

別に論述したことがあるが、親房自身、『神皇正統記』のなかで「易」に言及して、いみじくも、次のように言っている。⁽²⁾

スコシノ事モ心ニユルス所アレバ、ヲホキニアヤマル
本トナル。周易ニ、「霜ヲ履堅氷ニ至。」ト云コトヲ、
孔子釈シテノ給ハク、「積善(ノ)家ニ餘慶アリ、(積)
不善ノ家ニ餘殃アリ。君ヲ弑シ父ヲ弑スルコト一朝一
タノ故ニアラズ。」ト云リ。

すなわち、これは、『周易』坤卦の爻辞並びに同文言伝の引用文である。「霜ヲ履堅氷ニ至。」が爻辞初六であり、「孔子釈シテ云々。」は文言伝なのである。⁽³⁾してみると、さきに指摘した「徳政」「聖徳マシク」「積悪ノユエ」「不徳」「有徳」「遺徳」「陰徳」「餘風」「積善」「餘慶」「餘香」「餘薫」等々は、実は坤卦文言伝のヴァリエーションであることになるであろう。

したがって、この文言伝の意味する因果論理こそが、日嗣の承継における、正が傍に移り、傍から正に帰る「イワレ」そのことであり、いわば「正理」であることになる。

この論理的運びが、「正理」の運動形態であり、そして、それが「天照太神ノ御計」ということになる。すなわち、「積善(ノ)家ニ餘慶アリ云々。」が、「天照太神ノ御計」いであるということになり、「天照太神ノ御心」に叶った発現のされ方ということになるわけである。『神皇正統記』における「正理」はそのようなものとして考えられるのである。

そしてその「正理」の発現者たる「天照太神」「祖神」の位置づけについては、親房自身、『周子太極図説』を援用してこれをなしたとする説が従来存するが、筆者はこれを支持するものである。

このように考えると、『神皇正統記』には、その帝王論、正統論のみならず、臣道論、政治論、学問論等をふくめて、そのすべてに、底流として、あるいは貫流するものとして、「変易」の理の存することが推察されるのである。いわば、その帝王論も臣道論も政治論も、「易」思想を根底においたうえで、位置づけられねばならない性質のものと考えるのである。

『神皇正統記』は、周知のように、南朝の正統を論じたものであると言われているが、この限りでは、それは必ず

しも当らない。「マコトノ継体」を承けた天皇といえども、「誤」があれば、「曆数モ久シカラス」、「行迹」によって「善悪マチ／＼」、「徳ノ有無」によって、その承運が左右されるのであり、後醍醐天皇の「行迹」もその批判の対象外ではなかったからである。「正理」を貫徹くという点については、親房は極めて歴史主義的である。

かりに、『神皇正統記』が南朝の正統を論じたものとするならば、それは、現実を形成する当為の問題として論じられたものと考えねばならぬ。しかも、その親房の当為は、ついには理念的なもの、あるいは理念になり、逆にその理念が現実を形成するか、歴史の原動力とまでなっているであろう。さらに、南朝正統ということになると、現実と理念との結びつきの強調のあまり、したがって、当為の問題をはなれて、両者の一致まで認めねばならないこととなり、この考え方は、ついには、流動する現実に対する批判の精神を極度に消耗せしめ、保守主義に墮することとならざるをえないわけである。してみると、易を基礎とした親房の帝王論、臣道論、政治論もそのようなものとして構築されねばならぬこととなる。

とまれ、北畠親房の人と思想を論ずる場合、その易に対する知識、思想を度外視しては、これをなすことができな
いであろうとするのが、小論の目的である。したがって、『神皇正統記論』も、彼の「易」思想を正當に位置づけ、そしてその上に、神儒仏三教がどのようにからみあっているか、を論じたうえで、はじめて充全たりうるものとなるであろうと考えるからである。

〔註〕

(1) 「神皇正統記試論のための基礎作業」(『成城文藝』65)

(2) 応神天皇条。

(3) 初九、履霜堅氷至。

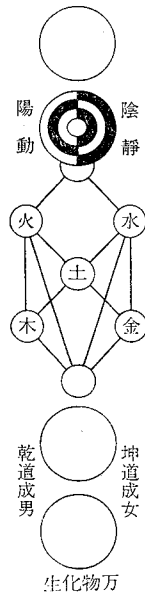
象曰。履霜堅氷。始凝也。馴致其道。至堅氷。

文言曰。(前略)積善之家必有餘慶。積不善之家必有餘殃。臣弑其君。子弑其父。非一朝一夕之故。其所由来者漸矣。由辯之不早辯也。易曰。履霜堅氷至。蓋言順也。

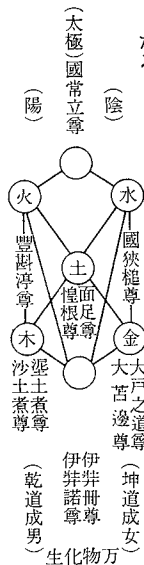
(『再刻易經集註』
頭書)

(4) 足利衍述『鎌倉室町時代の儒教』第二編第六章「北畠親房」第二節一八一頁。

(A) 「周子大極図」



(B) 『神皇正統記』天神七代の項を、「周子大極図説」によって、国土生成、諸神の配合順序を作図すると、次のようになる。



右に見られるような『神皇正統記』の神代巻の天地開闢論、天神生成論が易説を援用して展開されている事実については何人も疑いえないところである。しかし、その易説がどのような性質のものであるか、すなわち、親房の易説が宋学の基礎である易哲学によっているものであるか、あるいは、単なる易説なのであるか、については、従来議論のあるところである。後者の説においては、端的に言えば、親房の易説は、神道家流の通常の易説であり、それ以外のものではないとされている。果たしてそうであろうか。親房のその意味で神道家流の易説

とはどういうものか。

たしかに、『神皇正統記』の神代巻には、『倭姫命世記』をはじめ、従前の神道説が多く引用され、そのこと自体、それらの神道説の影響をうけた事実是否定できない。そして、親房が、『神皇正統記』を叙述するに当たって、『元元集』や『東家秘伝』等に直接依拠して、これをなしたとする説があるにしても、根源的には、度会家行の『類聚神祇本源』から大いなる示唆を与えられて、これをなしたとする説が大方であろう。

この『類聚神祇本源』は、家行が度会家の神道説を分類し、その教説を組織するために、中国の経史を援用して編集したものであるが、これは元応二年、家行によって著述された。そして、元弘二年、後宇多法皇、後醍醐天皇に供覧されたが、そのときすでに落飾していた親房がこれを書写したという。この際、親房は、『類聚神祇本源』全十五巻中、秘巻とされる巻十四「神鏡編」だけは書写を許されるに至らなかったが、延元二年、伊勢においてこれが書写を果たしたという(奥書)。親房と度会神道との関係の始まりは、この書写の年代に存するとされている。そして、『元元集』や『東家秘伝』を親房の著作なりとする論者が、その著作年代を延元二・三年の交と推定しているのは、親房の『類聚神祇本源』の書写

年代と『神皇正統記』著述の延元四年との間におくこと
によってこれをなしているからに他ならない。

さて、『類聚神祇本源』は、家行がこれを編集するに
当たり、中国の経史をはじめとする学問思想を援用して
なされたものとされているが、これを受けた親房の中国
の学問思想に対する知識もこれと同質のものであったで
あろうとする説がある。すなわち、和島芳男氏は、『中
世の儒学』において、家行が『類聚神祇本源』を編集す
るために受容した中国書の範囲は、多く『新端分門纂図
博聞録』の孫引きであり、諸経の本文や注釈を綿密に検
討せず、一つの類書から自家の便宜となるべきものを採
取し配列した安易な行き方をとったもので、『大極図説』
にしても、その前半のみを引照したに過ぎず、周子の易
の全構造的な理解の上に立った易の引照ではないとされ
ている。これを受けた親房の思想も、これに負うところ
が多く、その易についての知識も、したがって宋学理解
とは全く別問題であり、当時の神道家や知識人が一応わ
きまえていた範囲を多く出るものではなかったとされて
いるのである。しかし、筆者はこれを採らない。たしか

に、『神皇正統記』神代巻の易説を親房の易理解のすべ
てと考え、そしてそれを、『神道五部書』↓『類聚神祇本
源』↓『元元集』(または『東家秘伝』)↓『神皇正統記』
という系列の中でのみ考えるならば、ここには周子の易
説以上に進んだ宋学説を含むとは見受けられないが、親
房の易知識は、実は、この系列外においてなされている
のである。すなわち、親房の易についての知識は、その
出家以前につちかわれたものであり、家行の述作に触れ
る以前にすでに形成されていたものであること、さら
に、元応三年や正中三年の改元の儀におけるその易文を
駆使した発言内容は、周子のみならず、程子、朱子など
の易哲学をも想到せしめるに足るものを含んでいること
を指摘することができるからである(本誌六十五号参
照)。したがって、筆者は、親房の易説が宋学との結び
つきにおいて論ずべきであるとする説を支持するのであ
る。そして、筆者は、そのような親房の前半生に蓄積さ
れた易の知識が、家行の著作を理解するのに、むしろ極
めて有効な素地になったものとみるのである。